

○周防大島町大学等連携地域活性化事業補助金交付要綱

令和2年9月1日

告示第105号

(趣旨)

第1条 この告示は、周防大島町内において、住民と連携して大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（以下「大学等」という。）の学生が行う地域活性化の調査研究、実践活動及び地域活動を支援するため、町が予算の範囲内で交付する大学等連携地域活性化補助金（「以下「補助金」という。）に関し周防大島町補助金等交付規則（平成24年周防大島町規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる事業（「以下「補助対象事業」という。」）は、町の活性化につながるもので、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 大学等が学校教育活動のひとつとして、町又は町内の地域と連携して行う実践活動であって、地域の活性化に対する効果が見込まれる事業
- (2) 次の事項のいずれかに重点をおく事業
 - ア 地域活性化施策を提案するための調査研究
 - イ 地域住民との体験交流
 - ウ 地域の行事、祭及び共同作業の支援
 - エ 地域の資源を生かした観光振興
 - オ 地域の資源を生かした特産品等の研究開発
 - カ 就職及び人材育成に関する支援

(補助対象大学等)

第3条 補助金交付の対象となる大学等は、大学等に属する教員が指導するグループ又は学校等の許可のもと活動を行っている団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、構成員数は3人以上の団体とする。

- (1) 大学等に設置されている研究室、ゼミ、クラス、サークル等組織
- (2) 大学等が教育活動の1つとして位置付けているプログラムによる活動
- (3) インターンシップ活動

- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が認めるもの
(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。この場合において、国及び県から当該事業に対し助成を受けている場合又は町が運営補助を行っている他の団体から助成を受けている場合は、交付対象経費から当該助成費を除いたものとする。

- (1) 活動に係る交通費（事前調査、打合せ又は現地調査に係る経費を含む。）
- (2) 活動に係る施設利用料及び宿泊費（町内にある宿泊施設等利用に限る。）
- (3) 活動に必要な機器材又は施設等の借上料
- (4) 活動協力者に対する謝金
- (5) 活動に係る通信運搬費又は消耗品費
- (6) 活動に係る資料又は報告書の作成費
- (7) その他活動に係る経費で町長が認めたもの

(交付基準)

第5条 交付する補助金の額は、1団体につき交付対象経費の3分の2以内の額とし、200,000円以内の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする大学等（以下「申請校」という。）は、周防大島町大学等連携地域活性化事業交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 周防大島町大学等連携地域活性化事業事業計画書（様式第2号）
- (2) 周防大島町大学等連携地域活性化事業収支予算書（様式第3号）

(申請書の提出期限)

第7条 申請校は、原則として、事業に着手する日の14日前までに、交付申請書を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 町長は、交付申請書が提出された場合は、内容を審査し、補助対象経費及び補助金の額を決定し、速やかに周防大島町大学等連携地域活性化事業決定通知

書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業の変更）

第9条 補助金交付決定を受けた大学等（以下「交付決定校」という。）は、事業計画を変更しようとするときは、事前に変更交付申請書を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（事業の中止）

第10条 交付決定校は、事業を中止しようとするときは、前条に規定する変更交付申請書を町長に提出し承認を受けなければならない。この場合において、交付決定後に事業に要した費用については、原則として交付決定校の負担とする。ただし、気象条件、災害その他意思に基づかない不測の事態により中止する場合であって、交付決定後に既に執行済み又は執行が確定している経費については交付の対象とする。

（実績の報告）

第11条 交付決定校は、事業が完了したときには、周防大島町大学等連携地域活性化事業実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

- （1） 周防大島町大学等連携地域活性化事業収支精算書（様式第6号）
- （2） 周防大島町大学等連携地域活性化事業効果報告書（様式第7号）
- （3） 補助金対象経費の証拠書類（契約書、領収書等の写し）
- （4） 実績及び活動写真等
- （5） その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第12条 町長は、実施報告書の審査を得て補助金を交付するものとする。ただし、当該事業の性質上必要と認められる場合には、交付決定額の範囲内で周防大島町大学等連携地域活性化事業補助金請求書（様式第8号）の提出により概算払いをすることができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日告示第16号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日告示第83号）

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

